

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン 接種の現状及び今後の進め方について

1 ワクチン接種の現状と今後の方向性

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）に基づき、予防接種法の臨時接種に関する特例により、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市区町村において実施している。

ワクチン接種に当たっては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、①医療従事者等、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、④それ以外の者に対して順次接種するものとし、現在、②の希望者に対しては、1回目の接種が一定程度完了している段階である。

③については、事前申し込みを経て7月以降接種が始まっていく予定だが、④についての詳細は未定であり、目黒区の接種状況（約10,000件/週）を踏まえると、希望者への接種に相当期間を要することが想定される。加えて、一部のワクチンについて、接種対象年齢が引き下げられ対象範囲が拡大したことから、適切な対応が求められる。

政府は、7月末までの高齢者全員の接種完了に向け、1日100万回の接種目標を掲げ、大規模接種会場設置などの対応を進めているが、現状、目標値には達成していない状況である。また、新たな枠組みとして職域接種の実施が示されるなど、ワクチンの早期接種に向けてあらゆる手段を講じている。

区は、重症化リスクを踏まえた優先接種に極力留意しつつ、効果的、効率的なワクチン接種を通じて区民の生命、健康を守っていくことが肝要となる。一方で他自治体での独自の優先順位による接種も行われており、区として今後の円滑なワクチン接種に向けて考え方を整理する必要が生じている。

2 今後のワクチン接種に向けた基本的考え方

ワクチン接種については、重症化リスクの大きさ等を踏まえて、国が掲げるワクチン接種の優先順位を基本に、対象者の拡大など、その後の状況変化を踏まえつつ希望する区民ができるだけ早く接種を受けることができるように、以下に沿って順次ワクチン接種を進める。

(1) 高齢者（65歳以上）

対象者の一定数が接種している状況を踏まえ、2回目の接種に向けて適切に対応する。

(2) 高齢者施設等入所者

施設嘱託医による施設内での接種を順次進める。

(3) 高齢者以外の基礎疾患を有する者、高齢施設等の従事者

7月上旬の接種開始に向けて順次取組を進める。なお、愛の手帳（療育手帳）を所持している方に対しては、事前申請をした基礎疾患を有する者と同時に接種券を発送する。

併せて、集団接種会場での接種が困難な方等（(1)も含む）への対応について、施設等での個別接種に向けて早急に検討を進める。